

# 水

みずかがみ

# 鏡

2007. 12. 1

第81号



地域住民の方と応急給水訓練を実施しました  
(平成19年9月28日 大麻東公園緊急貯水槽において)

## 災害に備えて協働

—緊急貯水槽は市内に5か所あります—

災害時に大切な飲み水を確保するため、水道部では、避難場所となる公園や学校の敷地内など市内5か所に緊急貯水槽を設置しています。緊急貯水槽1基で、人が生きるために必要といわれる1日3リットルの水を約5500人の市民へ3日間応急給水ができます。

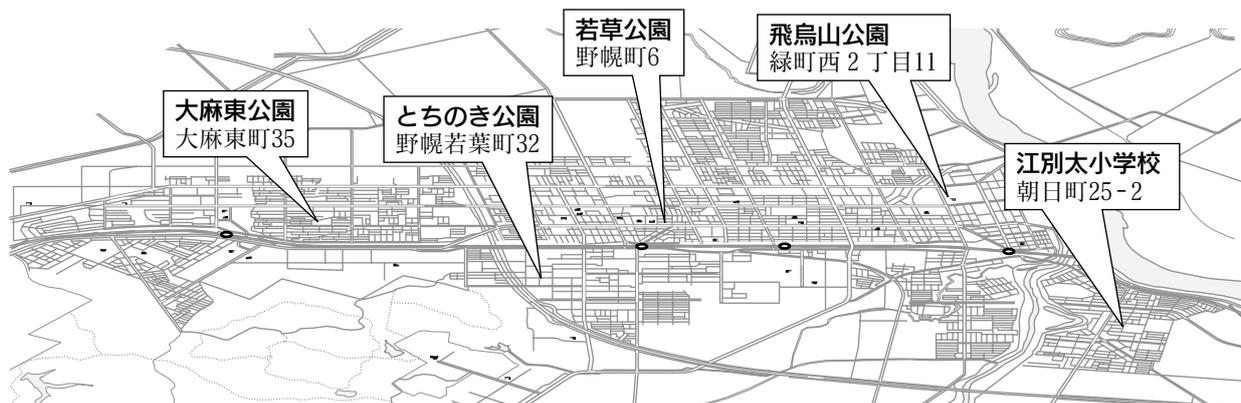
# 災害に備えて～応急給水施設の紹介～

水道部では、地震などの災害による大規模な断水時に、一定の給水が確保できるよう応急給水施設を設置しています。応急給水施設は、次の2つの施設があります。

## 緊急貯水槽

災害時には緊急遮断弁が作動して応急給水するための施設になります。

1基の貯水量は50m<sup>3</sup>で下記の5か所に設置しています。



## 緊急遮断弁付配水池

普段は、みなさんに給水するための水を蓄えている大きな貯水施設です。災害時には緊急遮断弁が作動して応急給水するための施設になります。

### \*大麻高区配水池

漁川浄水場(石狩東部広域水道企業団)から送られてきた水を貯水しています。

災害時の貯水量は3,400m<sup>3</sup>です。

### \*大麻低区配水池

上江別浄水場から送った水と大麻高区配水池からの水を貯水しています。

災害時の貯水量は2,200m<sup>3</sup>です。

## 上江別浄水場中央監視設備を更新しました

昭和51年から稼働してきた上江別浄水場の中央監視設備を更新しました。

中央監視設備は、千歳川で取水した原水を安心して飲める水道水にして、みなさんに給水するための機器類の運転状態の確認や制御を行うための大切な設備です。設備の更新により、これまで以上に機器類の故障やトラブル発生を、未然に防ぐことができるようになりました。



更新した中央監視設備

## 浄化センター温室の一般開放は終了しました

みなさんに開放してきました浄化センターの温室は、老朽化が進み解体することになりましたので、11月19日をもって一般開放を終了しました。

# 良質で安全な水をお届けしています

## 平成18年度の水質結果をお知らせします

水道部では、良質で安全な水をお届けするため、水道法に基づき水質検査を実施しています。

検査結果は、下表のとおりで、全項目について基準値を満たす安全な水をお届けしています。

なお、詳細な水質検査結果は、水道庁舎(営業センター)で配布しています。また、江別市のホームページでもご覧いただけます。

### 水質基準と江別市水道水の水質(平成18年度)

項目	基準値と単位	江別市の水道水(年間平均)	備考	
1 一般細菌	100 個/ml	0	細菌	
2 大腸菌	検出されないこと	不検出		
3 カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l	0.001	無機物・重金属	
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	0.00005		
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	0.001		
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	0.001		
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	0.001		
8 六価クロム化合物	0.05 mg/l	0.005		
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	0.001		
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	1.20		
11 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	0.08		
12 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	0.09		
13 四塩化炭素	0.002 mg/l	0.0002		一般有機物
14 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	0.005		
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l	0.002		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	0.004		
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	0.002		
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	0.001		
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/l	0.001		
20 ベンゼン	0.01 mg/l	0.001		
21 クロロ酢酸	0.02 mg/l	0.002		
22 クロロホルム	0.06 mg/l	0.005		
23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/l	0.004	消毒副生成物	
24 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l	0.004		
25 臭素酸	0.01 mg/l	0.001		
26 総トリハロメタン	0.1 mg/l	0.015		
27 トリクロロ酢酸	0.2 mg/l	0.02		
28 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	0.005		
29 ブロモホルム	0.09 mg/l	0.001		
30 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	0.008		
31 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l	0.01		色
32 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	0.02		
33 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	0.01		
34 銅及びその化合物	1.0 mg/l	0.01		
35 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	14.3		
36 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	0.002	味覚色	
37 塩化物イオン	200 mg/l	17.1		
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	66.8	味覚	
39 蒸発残留物	500 mg/l	146		
40 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	0.02	発泡	
41 ジェオスミン	0.00002 mg/l	0.000001	カビ臭	
42 2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/l	0.000001		
43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	0.005	発泡	
44 フェノール類	0.005 mg/l	0.0005	臭気	
45 有機物(TOC)	5 mg/l	0.6	味覚	
46 PH値	5.8~8.6	7.51		
47 味	異常でないこと	異常なし		
48 臭気	異常でないこと	異常なし		
49 色度	5 度	1 未満		
50 濁度	2 度	0.1 未満	基礎的性状	

※基準値は、特に表記のないものは数値以下。

※江別市の水道水は、上江別浄水場給水区域の豊幌の給水栓水を検査した結果です。

※「未満」の表示は測定限界以下です。

## 水道水とミネラルウォーター類 どこがちがうの？

Q.市販されているミネラルウォーター類と水道水の水質検査はどのように行われていますか？

A.厚生労働省の定めた基準により、ミネラルウォーター類は18項目の原料水質基準と9項目の成分規格基準があり、水道水は50項目の水質基準が定められています。また、両方に共通する項目では、水道水の方が厳しい基準となっているものもあります。これは、「1日に2リットルの水を毎日一生」飲んでも健康にまったく影響が生じないように、水道水は厳しい基準が設けられています。さらに水道水は、左の水質基準以外にも、農薬類など水質管理上留意すべき物質(水質管理目標設定項目)についても検査を行っています。

Q.水道水はなぜ塩素殺菌するのですか。また、ミネラルウォーター類が、塩素殺菌しないのはなぜですか？

A.ミネラルウォーター類は、ペットボトルなどの容器に密閉するため、加熱殺菌等をして安全を確保しています。一方、水道水は配水管を通じて給水されており、みなさんの蛇口に届くまでのあいだ水道水の安全性を保つため、長時間にわたり消毒効果が持続する塩素殺菌が義務付けられています。

Q.ミネラルウォーター類が水道水よりおいしく感じるのはなぜですか？

A.おいしい水の要素として、水に含まれる成分の違いのほかに、水の温度があります。水を冷たくして飲むと、同じ水でも水の冷たさが味覚に爽快な刺激を与えおいしく感じると言われています。ミネラルウォーター類は冷えたものを飲むことが多いのですが、水道水を飲むときは蛇口からの水をすぐ飲むことが多いと思います。また、水道水には消毒用塩素が含まれているため、塩素臭を感じる方がおります。塩素臭は、水温が低いと抑えることができますので、水道水を直接飲む場合は、冷蔵庫などで冷やしてから飲むとおいしく感じてもらえると思います。

※「消費者まつり」(H16.10)で、水道水とミネラルウォーター類を同じく冷やして飲み比べをした結果、大きな差が生まれませんでした。

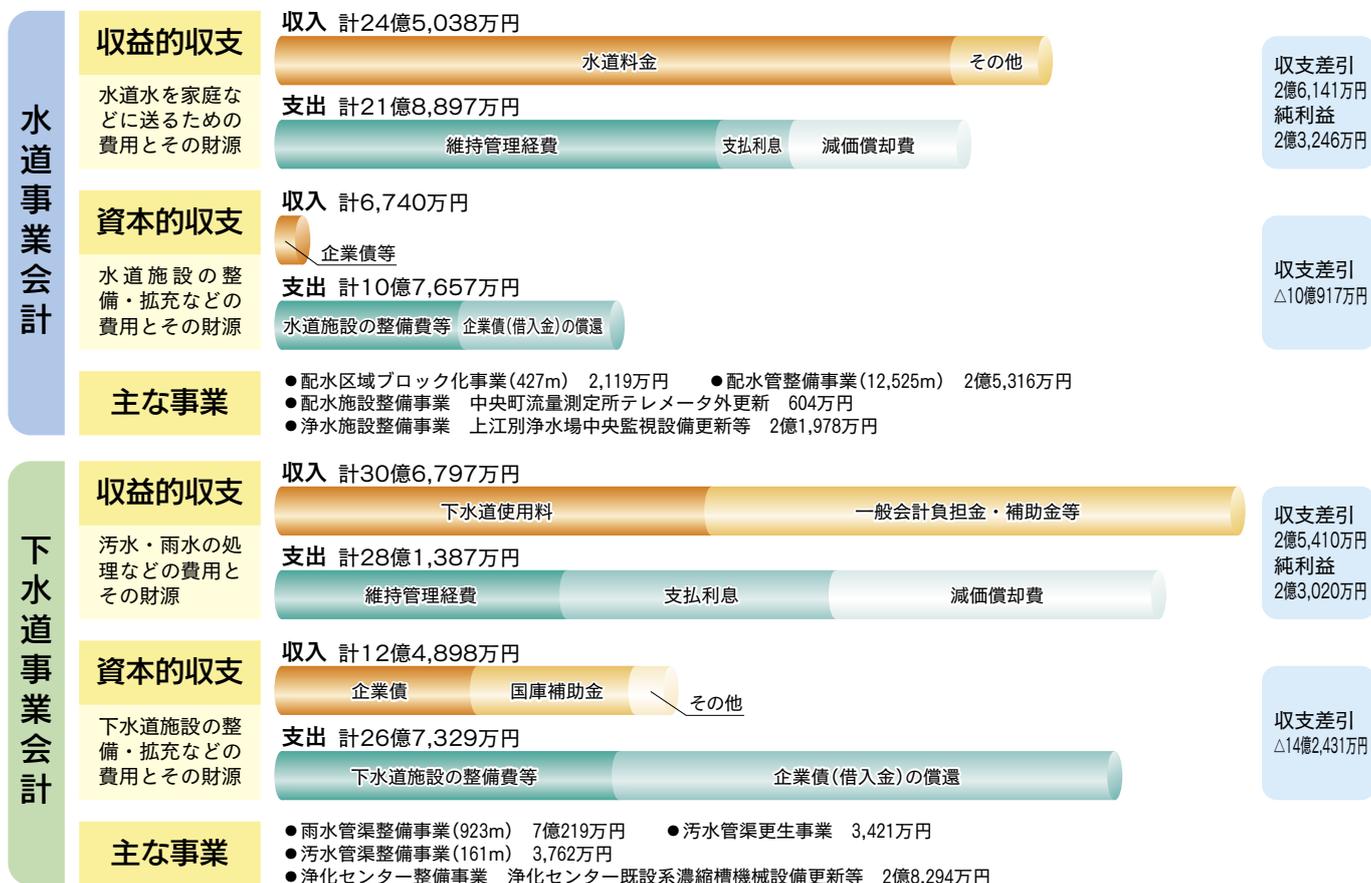
お問い合わせ

水道部浄水場 電話 382-2756

# 平成18年度決算のあらまし

平成18年度の水道事業会計及び下水道事業会計の事業は、管網整備や管渠整備を行うとともに、老朽化した機械及び設備の更新を計画的に実施しました。

一方、経営面では、収益的収支において維持管理経費の節減に努めたことなどにより、両会計とも純利益を計上することができました。この純利益は、企業債（借入金）の償還に充てるため積み立てをしました。また、資本的収支の不足額は、積立金や減価償却費などで補てんしました。



## お知らせ

### 屋外の水道メータ 冬期間は認定料金で

水道料金等については、3か月間を認定水量（過去の実績使用水量を基に計算した使用見込み水量）で料金をいただき、4か月目に精算する4か月検針を行っています。

屋外にメータが設置されているご家庭は、冬の間は積雪のため検針することができませんので、さらに4か月間認定水量で料金をいただき、雪どけ後の定期検針で精算することになります。

精算の時に認定水量より実際に使用した水量が少ない場合は、精算月の料金を減額するか、または多くいただいた料金を還付いたします。

逆に、認定水量より多く使用した場合は、精算月に使用した分に認定期間中の不足分を合算して支払っていただくことになります。

なお、認定水量は変更することができますので、家族数の増減や融雪槽の設置などにより使用水量が変わるときは、ご連絡をお願いします。

連絡先 水道部営業センター料金担当  
電話385-4987

### 「水道料金等口座振替済領収のお知らせ」が不要な方はご連絡ください

水道部では、水道料金等を口座振替により、お支払いいただきますと「水道料金等口座振替済領収のお知らせ」を配付または郵送しています。

水道部では経営効率化のひとつとして、また、地球温暖化など環境への配慮のため、「水道料金等口座振替済領収のお知らせ」の発行の省略化に取り組んでいます。

口座振替をされている方で、お知らせが不要な方は、「お客様番号」等を下記へ連絡をお願いします。なお、口座振替金額は、預金通帳により確認をお願いします。

連絡先 水道部営業センター収納担当  
電話385-1215